

第五十八回 参議院 商工委員会 會議録 第十一号

昭和四十三年四月十二日(金曜日)

午後一時二十分開会

委員の異動

四月九日

辞任

矢追 秀彦君

四月十日

辞任

北條 浩君

四月十二日

辞任

向井 長年君

補欠選任
片山 武夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

金丸 富夫君

高橋 衛君

土屋 義彦君

宮崎 正雄君

阿部 竹松君

上原 正吉君

平泉 渉君

柳田桃太郎君

大矢 正君

近藤 信一君

竹田 現照君

樺 繁夫君

矢追 秀彦君

片山 武夫君

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

中小企業庁長官

中小企業庁次長

乙竹 慶三君

沖田 守君

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

説明員

大蔵省銀行局中

小金融課長 長岡 実君

本日の會議に付した案件

○中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業投資育成株式會社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸富夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、向井長年君が辞任され、その補欠として片山武夫君が選任されました。

○委員長(金丸富夫君) 次に、衆議院送付の中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案及び中小企業投資育成株式會社法の一部を改正する法律案の兩案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

兩案に対し質疑のあり方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 三時半ごろまで大臣がおられるというお話ですから、私からまず中小企業信用保險公庫法について御質問いたします。

公庫が設立されました後、毎年融資基金は追加出資を行なってきたのであります。保險準備基金の追加出資は行なっていないからという事でございまして、保險準備基金の追加出資を今度の改正によりましてやるわけでございしますが、四十二年度は信用保証協会の代位弁済というものが非常にふえたので、これは公庫から保証協会に支払う

保險金が多くなりました。そこで公庫の準備基金が大幅に減少したのでございます。そこで、四十三年度に保險公庫は九十五億円を出資するうち二十五億円を保險準備基金として充てようとしておられるのが、保險準備基金の今度の問題でござい

ますし、保險準備基金二十五億円の追加で十分間に合うかどうか、すなわち、今後ふえることが予想されるからでございしますが、その二十五億円の追加出資という事を、あなたのほうできめられたという事は、どこに根拠があつてそういう二十五億円という基準をきめられたのか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(乙竹慶三君) 四十三年度の保險金の支払いは、金融引き締めの影響がまだ強いと思ひますので、四十二年同様高水準を続けたいと思ひます。その額は百八十四億円に達するものと予測をいたします。で、二十五億円の追加出資をいたしますれば、百八十四億円の保險金支払いに支障がないというふうに考えておりますが、ただ、四十二年度も実は予測していた保險金の支払いがございまして、四十三年度におきまして、もし不測の事態が発生するといけませんので、政府関係機関の予算総則におきまして、保險金支払いに關しまして、保險公庫の保險準備基金と融資基金の金額の合計額の範囲内におきまして、大蔵大臣の定める金額まで保險金の支払いを行ない得るような弾力案項を今回入れることにいたしましたして、不測の事態にも備えるという万全の準備をしたわけでございします。

○近藤信一君 最近における信用保險公庫の保險収支と、公庫全体の収支はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(乙竹慶三君) 後ほど資料を、一表を用意してまいりましたので、お配りいたしますが、保險事業収支は、平年度収支におきましては

均衡がとれるように算定をいたしておりますが、現在のように急速に保險引き受け残高が増大しております場合には、まず保險金が支払われまして、回収金のほうが長年度にわたつて回収されるというところになつておりますので、したがいまして、支払い保險金とそれから保險料及び回収金の収支の差額が出るわけでございまして、四十一年度におきまして九億四千万円、四十二年におきまして約二十一億円の支払い超過になつておるわけでございします。

○近藤信一君 四十三年の見通しをいたしましては、各地の信用保証協会の代位弁済が、減少いたしまするよりむしろふえるのではないか、こういうことが予想されるわけでございしますが、したがつて、保險金の支払いも多くなることは当然でございします。そういったことと、四十三年度末にはさらに保險準備基金をふやさなければならぬということになるのではないかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(乙竹慶三君) 御指摘のとおり、四十三年度の代位弁済額の見込みは、現在信用保証協會連合会の調べによりますと、二百五十六億という数字で、四十二年度に対して二九%増という数字になつております。で、先ほど御説明申し上げました保險金の支払い額百八十四億円は、右の代位弁済額に相応いたします保險金の支払い額ということでございます。

十億以下の負債額というものは相当ふえてくる、たとえ五億円から十億円の間の倒産というものがふえてくるんじゃないかと思うんですが、この点はどれくらいの件数がありますか。

○政府委員(乙竹慶三君) 四十一年度についてみると、負債金額十億から五億までのものが六十三件、十億円以上が四十件ということでございまして、四十一年に入りまして、十億から五億までの負債総額が七十八件にふえております。十億円以上のものは五十三件ということにふえております。

○近藤信一君 いま御説明ございましたように、十億円以上より五億円以上の倒産のほうが件数はうんと多いわけですね。そうすると、やはり私どもが法改正して基準をきめた十億円という基準というものは、もつと幅を広めて五億円程度にするというのが妥当じゃないかと私は思うんです。このことは長官も分科会で一応御答弁がありました。そのとき銀行局のほうからも中小金融課長がお見えになっておりました。きょうも銀行局から来ていただくことになっておりますが、局長何かちよつと都合が悪くてよそのほうに行かれてまして来られませんが、やはりこういう点を将来考えていかなければ、私は十億円の基準をいつまでも守つておるといことは、中小企業の倒産を防止するということとはなかなかわずかしいんじゃないかと思うんです。この点、中小企業庁としてはいろいろと考えておられるでしょうけれど、何といひましても大蔵省のほうの金の問題に今度ばかりかまわりますから、なかなか話し合いがうまくいかぬというのが実情じゃないかと私思うんですが、その辺はどうですか。

○政府委員(乙竹慶三君) 本件につきましては、信用保険制度の採算と申しますか、収支に相当大きく影響するところでございます。大蔵省と相談をしておるわけでございます。中小企業庁といいたしましては、先生御指摘の御趣旨のように、倒産の範囲が相当中堅企業といひますか広がりつつございまして、特に関連倒産を防止することは目下必要と考えますので、この十億円の基準につきましては、これを弾力的に考えてまいりたい。現在におきましても地方経済に非常に大きな影響がございします場合には、例外的に五億円ということにいたしておるわけでございしますけれども、さらにこれを下の方向に向かいまして弾力的に考える必要があるというふうに思ひまして、大蔵省と折衝をいたしておるわけでございします。

○近藤信一君 昨日の新聞にもこれ出ておりますように、日銀の總裁もやはり企業倒産など、引き締めによる摩擦がよりよく目立ってきたために、摩擦の防止策を本格的に検討する段階を迎えた、こう言つておられるのです。そうすると、やはり将来こうした倒産の見込みというものを大きく立てておられるようでございますが、日銀の總裁も言つておられる、そうすると、大蔵省としては一体この点についてはどういうふうに考えておられるのか、この点、大蔵関係から……。中小金融課長ですか。

○説明員(長岡実君) お答え申し上げます。ただいまの倒産関連の問題でございますが、公庫で実施いたしております倒産関連保証を中心として対策を講じていくことになろうかと存じますけれども、近藤先生の御質問の中に、負債総額十億円以上というところで、はたして十分なる措置と言えるかどうかという問題があるかと思ひます。中小企業庁長官もおつしやいましたように、原則は負債総額十億円以上のものを、相当大きな、何といひか、社会的経済的影響を及ぼすような連鎖反応を起こさないように、対象にいたしておりますけれども、十億円未満でございしても、五億円以上のものでございしても、当該地域に相当大きな影響を及ぼすといったようなものについて、弾力的に出資ができるように、四十一年のたしか三月であつたと思ひますが、ある程度基準を緩和いたしまして、これによつて救済しておる例もあるわけでございします。ただ倒産関連についての基準を下げよという御要望もごもっともなことではございますので、私どももいたしましては、今後

中小企業庁とよく相談をいたしまして、どういった基準が適當であるかといったようなことにつきまして検討をいたしてまいりたいと考えております。

○近藤信一君 いま大蔵省のほうからの説明によりますと、中小企業庁とよく相談してというところでございますが、やはり毎年この予算面を見ましても、この中小企業予算というものは非常に全体の比率からいくと少ない、〇・何%というふうな比率でございまして、一%にも達しないというふうな中小企業の予算でございしますから、特に中小企業の倒産がふえてくるというふうな見通しの上に立つて、私はもつと予算面で大蔵省としても、もう少ししっかりと予算を組んでいただくなければ、中小企業は一番弱い層であるから、これは経済の一つ波があるとなつち倒産するといふのが中小企業の現状でございしますから、この点は私はもつと中小企業関係に、大蔵省としても力を入れていただかなければならぬと思うのですが、将来この点、大蔵省のほうは予算面に対してどういうふうに考えておられますか。

○説明員(長岡実君) 私、銀行局の者でございまして、主計局のほうからお答え申し上げるべきだと思ひますが、中小企業関係は、大蔵省といたしまして、中小企業対策は、農業対策と並んで目下喫緊の重要性を持つた施策であると思ひますので、今後とも財政事情の許す限り中小企業対策に万全を尽くすという姿勢で臨むものだと思ひます。それからなお私のほうの所管の金融面で申しますと、いまの信用補完制度等の活用をさらに進めていかなければならぬわけでございしますが、それ以外にも、まあ昨年の秋に金融制度調査会の答申をもらひまして、民間の中小企業金融制度のあり方につきましても、この際制度改正を行なう、その法律案も国会に提出いたしまして御審議をわすれずわすれずでございますけれども、そういうような施策を通じて民間の中小企業金融自体についてはさらに中小企業金融の円滑化を促進するような方向で進めてまいりたい、かように考えて

おります。

○近藤信一君 大臣にひとつお尋ねするんですが、ベトナムが和平の方向にいたつたこと、ベトナムの特需関係では中小企業は相当寄与しておるといふこともいろいろ新聞でも伝えておりますが、もしベトナム和平が成立した場合に、特需関係で一番被害を受けるのは中小企業でなからうかというふうに思ひます。何か昨日の予算の分科会で大蔵大臣は、特需はなくなつても、あとの復興の問題でまだ復興特需というものがあつたといふようなことを言つておられたんですが、その点、大臣どういふふうな判断をしておられますか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 特需の数字でございしますが、四十年度を基準として、四十二年度では直接の特需は約一億六千三百万ドルほど、間接特需としては約四億ドル前後であるといふふうに考へられております。この内訳でございしますが、直接の特需につきましては、主として軍人軍属の個人消費とか、これは家族等を含めてですね、そういう個人的な消費に充てられる円セーブル分がおもである、そういうわけでございまして、カメラ、トランジスタあるいはこれは個人消費の範疇は出ますけれども、バイクといったようなもの、そういうものの中小企業関係に及ぼす影響というものは、これは部品メーカーとして非常に関係があるわけでございしますが、これが急激になくなるというものはなく、戦争の終結のしかたにもよりますけれども、大体なだらかな線をたどつていくのではないかと、こう思ひますので、全体の影響が中小企業に限らず、なだらかな線で漸減の方向をたどるといふことになると思ひます。でありますから、がたつと一べんに来るというふうなことは考へられないのではないかと思ひますが、しかし、いづれにいたしまして影響はあることはある、こういふふうに考えております。

○近藤信一君 特にアメリカのドル防衛によりまして、先般輸入課徴金の問題が大きく世論として

て巻き起こつてきた。政府もアメリカに代表を送られ、与党も代表を送られて、新聞の伝えられるところによると、まあ課徴金は何かやまらるだろうというふうなことがいわれておるけれども、だからといって、すぐこれはよくならないということでもない。またアメリカにおきましては、今度さらに繊維の輸入禁止の面でのいろいろと検討してあるというふうなことも新聞で伝えておるわけなんです。この辺の見通しはいかがですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 問題は輸入課徴金あるいはこれに類似するような輸入制限が、この先一体どういふふうになつていくのであろうかというところでございますが、まあ大体的な見方は、今回のベトナム戦争に対する和平機運というものの醸成されたことによつて、少しその可能性が薄らいできているのではないかとこのように考えられておりますが、しかし決して樂觀を許さないというつもりもいわれております。まあいづれにいたしましても、こういう輸入の制限措置が行なわれると行なわれないでは、非常な違いがございますが、しかしその他の事情というものは、決して対米輸出が好転してあるというふうな情勢にはないのでございまして、やはり輸出貿易の環境は依然として非常にきびしさを持つておる、こういう情勢でございまして、まあわれわれはその成り行きを注目しつつ、あらゆる場合における対処方針を検討してある状況でございます。

○近藤信一君 もう一つ私お尋ねをしておきたいのは、中央で法律改正によつていろいろと中小企業に対する金融の道というものが非常に開けてきておることは事実でございますけれども、何か地方に行きますと、法律どおりいっていないという点がままあるようでございまして。たとえば商工中金なんかはたよる率が多くなつていくのです。どうしても倒産関係が多くなつてまいりますと、民間の都市銀行または相互銀行あたりでも、なかなか中小企業に対する融資に対しては足踏みをする。そこで、どうしてもこの商工中金などいろいろな融資の問題で相談にいく。ところが商

工中金においては、やはりこの保証協会の保証をつけていこう、こう言われる。これはまあ当然でございまして、しかし一方におきましては、さらに担保を入れたらというふうな話もあるわけなんです。このことは十二月十九日の当委員会におきましても私質問をして、そういうあれは、民間の銀行の融資の場合には保証協会の保証というものは必要だが、商工中金の場合には、なるべく担保を取らないようにというところになつておると、こういうまあ答弁でもございしましたが、その後における動きを見ておりましたも、依然として商工中金は担保物権を取り、さらに保証協会の保証を取り、その上にまだ保証人を五人も六人もつけていこう、こういうことは、私はなかなかすぐ間に合わない、二カ月も三カ月もかかる。そのうちにだんだんと金繰りが苦しくなつてくる。こういうふうなことで、倒れなくてもいいのまで倒れていくというふうな様相まで抱いておるわけなんです。この点、私はどうも中央で法律改正——法律でいろいろ保護したようなことがいわれておるけれども、実際には地方に行くと食い違つて、何か保証協会と商工中金と、どうも責任のなすり合いといひますか、そういうようなことが行なわれておるようには私感ずるんですが、この点どうですか。

○政府委員(乙竹慶三君) 昨年も申し上げましたように、保証協会の保証は、元来担保がなく、信用力の少ない中小業者が市中の金融機関から金を借りられますように、その補完をするということを中心とする目的にいたしておるわけでありまして、なるべく政府金融機関におきましては、その保証協会の保証制度にたよらずして金融を与えるというふうにいいたしたい、そういう指導をしておるわけでありまして。ただ、政府機関から金を貸します場合も、申すまでもなく、いわゆる金融ベースをはずすわけにはまいらないものでございまして、他に適当な担保がないというふうな場合とか、また保証人も見当たらない、あるいはまた代理貸し制度を行なつておるわけでありまして、こういう

場合の必要やむを得ない場合とか、この程度の場合には保証つきを認めることも、中小企業金融の円滑化に資するには、ある程度やむを得ないというふうな考へるわけでありまして。ただ、先生御指摘のように、商工中金が信用保証協会の保証を取つて、その上さらに担保を徴求いたしますとか、他の保証人を要求いたしますとか、これは法の趣旨から申して、はづれておることとございまして、厳にそのようになつてはならないように私たちとしては十分指導をいたすつもりでありまして。ただ、保証協会が保証をいたします場合に、何らかの担保ないし担保的なものを取る場合が多いわけでありまして、無担保無保証の場合以外、その場合に保証協会が自分で担保を徴求いたしませんで、金融機関、いまの場合でございますと商工中金をして担保を取らせる、こういう場合が、調べたところによるとあるようでございまして。この場合には、結果といたしまして、商工中金はその債権に対して信用保証協会の保証と、さらにそのほかに担保を押えておる、こういうことになつておるわけでありまして、実質は信用保証協会の保証で金を融資しておる、こういうことのようにあります。ただ、いろいろ現地にいきますと、中央の考へておりますところ、法律のねらつておりますところが必ずしも十分徹底しておらない、ないしは御指摘のように金融機関と保証協会の間で責任をお互いに押しつけ合うというふうな事例もまま耳にいたしますので、今後厳重に監督をしてまいらるつもりであります。

○近藤信一君 もう一つは、いま長官は保証協会のほうで取る担保を商工中金のほうに担保をつけさせるようにしてある、こう言われておるが、現実は保証協会に行くと、こういうことを言うんです。商工中金は政府出資であり、政府資金を借りるのだから、ぼんとは何も担保は要らない、担保は保証協会が担保になるのだから担保は要らない、ねじやないか、こういうことを言うわけなんです。保証協会のほうでは、だから保証協会そのものも各

地によつてこれは違つておる。愛知県には愛知県と名古屋と両方保証協会があります。各都道府県にはみんな保証協会がありますけれども、おおむね大きいところ、小さいところでも皆違つております。現在の基準では、無担保保険というものは三百万までが限度になつておる。ところが実際地方へ行きますと、また地方で基準をきめるから、三百万まで無担保保険で借りられないところもあるわけなんです。これは非常に借りにくい、あるいは私不便なことであると思うのですが、せつかくこのいい制度ができた以上は、やはり全国的な統一された見解、統一した基準というふうなもの、こういう方向へ私は指導すべきじゃないかと思ふんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(乙竹慶三君) 特別小口の五十万円までのものにつきましては、申すまでもなく無担保無保証でございます。これは法律の命ずるところであります。さらに三百万円を限度といたしまして、無担保保証につきましても、保証人以外の担保、これは物的担保のみならず担保的なものも取ることは、これは禁止をいたしておるわけで、厳重にそのように指導をしておるわけであります。それからまた、いわゆる普通の保証につきましても、信用保証協会としては、これは保証債務をしようわけでございますから、したがって債務者である中小業者が金融機関に対して金が確実に返るようにある程度の担保ないし担保的なものを徴求するのはやむを得ないと思ひますが、しかし、これも最小限度にとどめるように通達をもつて指導をいたしておるわけでありまして。ただ、何ぶん全国五十幾つの保証協会がございまして、もつともつとまだ保証協会ができて、あと保険制度もできていろいろとでもございまして、協会によりましてあるようでありまして、私たちといたしましては、しかし先生御指摘のように、法の本来の趣旨、すなわち信用力の乏しい中小業者に対しては、国が背後におりまして信用を補完して円滑に金融が受けられるように、全国を統一いたします

地によつてこれは違つておる。愛知県には愛知県と名古屋と両方保証協会があります。各都道府県にはみんな保証協会がありますけれども、おおむね大きいところ、小さいところでも皆違つております。現在の基準では、無担保保険というものは三百万までが限度になつておる。ところが実際地方へ行きますと、また地方で基準をきめるから、三百万まで無担保保険で借りられないところもあるわけなんです。これは非常に借りにくい、あるいは私不便なことであると思うのですが、せつかくこのいい制度ができた以上は、やはり全国的な統一された見解、統一した基準というふうなもの、こういう方向へ私は指導すべきじゃないかと思ふんですが、この点はいかがですか。

か、全国が差のないようにこの制度の運用がはかられるように極力指導をいたしてまいりたいと思ふ次第であります。

○近藤信一君　もう一つ、保証に對するところの問題ですが、保証協会の保証限度額というものは、組合と個人になつておりまして、組合は三千五百万円以上五千万円、こういうことになつておりますし、それから個人会社は千八百万から三千万円、こういう程度になつておるんですが、これも組合といつても小さな組合もあれば大きな組合もあるわけです。これが組合といふことで片づけられると、大きな組合では五千万円ぐらい保証していただいても何にもならぬ、こういうことになるんですが、この点、何かあなたのほうでこういう点については改正するといふふうなことを考えておられませんか。

○政府委員(乙竹慶三君)　御指摘のように、組合と申しましても大きな組合も小さな組合もあるわけでありまして。ただいま先生御指摘の限度は最高限度額といふことであります。したがいまして、その平均はいま御指摘の数字よりもはるかに実は下がつておるわけでありまして。しかし、この限度につきましても、極力保証制度の強化拡充といふことの場合には、当然問題になるわけでありまして、保証制度の強化拡充をいたします場合に、この限度の問題も検討してまいらうといふことにいたしたい。ただ、先ほど申し上げましたように、現在のところは最高限度であり、実際の運用はそれよりもはるかに下のところでありまして、したがいまして、資金量の所要量の多い組合に對しましては多額、そうでないものは少額の保証をしておる、こういうことでございまして。

○近藤信一君　いま倒産で労働倒産といふことが非常にいわれておりますね、いわゆる人件費が高くて中小企業の倒産があるのだと。そこで中小企業は何とかして近代化しようとする。近代化資金を借りる場合に、組合に加盟してあるのは比較的安易でございませうけれども、アウトサイダーの企業、これが近代化資金を借りようとする場合に

は非常にそこに困難が伴うわけなんで、それはなぜかといふと、近代化資金等助成法の中に、通産大臣の定める基準に従うことを法律で定めておる。これに従つて通産大臣は、商工組合が設立されておるときはその推薦が得られることという、推薦をしなきゃならぬということになつておるわけですね。そうすると、アウトサイダーの企業は、組合の推薦を得るということには非常にむづかしいわけなんです。何とかかんとか理屈を言つて、なかなか推薦をしてくれない。そうすると、わずかな近代化資金を借りようとしてもそれも借りられない、こういう傾向がいま出ておるわけなんです。やはりこれは法律そのものに、通産大臣云々といふことで、商工組合の設置されておるときはこの推薦と、こういうことになつておるから、どうしても推薦をとらなきゃならぬ。推薦がとれぬ場合にはできない。その点、何とかこれはもう少し簡潔な方法ですね、必ずしも組合の推薦を経なきゃならぬといふことでなく、近代化資金が借りられるような、流用できるような方法といふものはないかどうか。もしあるとするならば、あんなのほうで何かひとつその点は考えていかなければならぬ。いやないかと私は思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(乙竹慶三君)　中小企業の設備近代化資金の貸し付けの場合に、中小企業庁長官の認めました基準と申しますが、これによつて果は動いて、貸し付けをしておるわけではございますが、その中に、先生御指摘のような、商工組合の推薦する企業と、中小企業が資金を利用いたします場合に商工組合の推薦を必要とすると、こういうことを要求しております。この点につきましても、お説のように若干硬直的に運用され、ないしは弊害のある場合もありますので、弾力的にこの問題は考えると同時に、この基準につきましても検討を加えてまいりたいと思つております。

○近藤信一君　まだ同僚諸君が質問があるそうでございますから、私もこの程度にしておきますが、この投資育成会社についてひとつお尋ねして

いきたいことがあるんであります。今度の改正では、東京、大阪、名古屋の投資育成会社に一億円ずつ増額することになつたわけですが、私は投資育成会社が今日までまだ期間はそう長い期間でないから、私も考えておるようになりまして、いふことは考えませんけれども、やはり東京、大阪、名古屋の三社でずつと今日までやつてこれらしました事業計画といふんですが、その内容の概略でよろしいんですが、一応お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(乙竹慶三君)　育成会社の事業は、株式投資と転換社債と二つでございまして、数字をまず申し上げますと、東京におきましては株式が六十件、金額におきまして十八億三千万円、転換社債の引き受けが三十一件で、七億三千三百万円、合わせて二十五億六千三百万円でありまして、そのほかに再投資七件、一億三千三百万円、計件数におきまして九十八件、金額で二十六億九千六百万円でございます。名古屋におきましては件数におきまして全部で七十三件、金額におきまして十九億五千一百万円、大阪におきましては件数で四十四件、金額で二十六億四千三百万円、三社合わせて二百七十五件、七十二億九千万円、そういう投資ないし転換社債の引き受けをいたしております。このことによりまして投資対象の中小企業は信用がふえまして、銀行からの融資も非常に可能になる。また取引先との関係も円滑になり、あるいはまた労務の調達も容易になるといふふりなことで、自己資本の充実によりまして企業内部の設備の合理化等のほかにも、いろいろ近代化された効果があらはれておるわけでございます。

○近藤信一君　この投資育成会社は、中小企業の優良企業に對してこれを育成していこうといふのが目的でございまして、中小企業でも比較的優秀な企業をめんどろを見ておられるわけなんです。今日のように倒産が相次いで出てきておりますと、もしこの三社でいまままで育成に對して努力してこられたその中で、倒産したというふう

な企業というものは一件でもあつたかどうか、倒産せずにつつとまういておるのかどうか、この点どうですか。

○政府委員(乙竹慶三君)　現在まで倒産をいたしたものはございません。ただ一、二経営不振になりましたものがありまして、これに對しましては投資会社も立て直しの協力をして、立て直りつづけるという例はございます。

○近藤信一君　これはやはり投資育成会社で嚴重な審査をした上でやられるから、まあそういう危険もなかつたのではないかと思ひますが、やはりこれは相當倒産もまだきびしくなると思ひし、そしてもう一つは、そういう優良な企業だけ手がけていくと、今度は投資育成会社でひとつちもめんどろを見てもらいたいのと思ひけれども、審査で振り落とされる、こういうことになりまして、伸びようという企業は、投資育成会社の指定を受けなければ、そこで没落していくといふふうなことも出てくるのではないかと予想されるのです。そうすると、育成会社でめんどろを見るやつはほとんど伸びていくし、めんどろを見られなかつたやつは振り落とされたままだんだんと没落していくといふ格差、中小企業の格差といふものは、そこでも起こつてくるのではないかと、このことが予想されるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(乙竹慶三君)　この制度は、中小企業の自己資本を充実する結果として、自己資本を充実し、それが証券市場におきまして資本が調達できることを将来の目標に、自己資本を充実させようといふことでございまして、結果といたしまして、中小企業の中で、成長性の強い、しかも収益力の比較的良好なものも投資対象に選出するといふ点は御指摘のようにあるわけでありまして、ただ、この部類におります中小企業は、一面におきましては大企業の攻勢を非常に強く受けるものでございまして、また、最近になりましてと外資の影響も出てきておるというわけでありまして、急速に自己資本を充実する必要があるわけ

だと思つてあります。ただその場合に、先生御指摘のように、中小企業同士で、片一方の企業に對して政府が間接的ではございますけれども肩入れをした、したがひまして、他のものが競争力が劣つてきた、こういう点が出るのではないかと、いう心配は、われわれも持つてゐるのであります。したがひまして投資を必要とする中小企業に對しては、なるべくこの制度を広く適用したいと念願をしてゐるわけでありまして。ただその点、予算の関係、またこの会社の、卒業と申しますか、がなかなかちよつとむずかしくなつたといふふうな点がございまして、念願どおりにはいつておりませんけれども、私たちがいたしましては、極力この会社制度を活用し、また事業規模を拡大することによりまして中小企業に對しては必要な投資をなし、転換社債の引き受けをやつて中小企業の體質改善をはかつていくという方向で努力をいたしたいと思つてございまして。

○近藤信一君 この投資育成会社法が創設された當時では、やはり中小企業が独力で資本を調達できるうちに、そして株式の公開ができるうちに、そういうことに育成をしよう、こういうことになつて、まあそういう段階まで育成された会社、企業もあるかと思ひますし、それから、當時は第二部上場が一億円であつた。現在投資育成会社で育成した企業の中で一億円を突破している企業が相当あるというふうには聞いてゐるわけですが、それが、そうすると、もう当時の第二部の上場が一億円でございまして、その目的はほゞここで達したような結果が生れてゐるわけなんです。ところが、何か第二部の上場が改正になつて、現在三億円になつたとか、こういうことなんです。そうすると、またこれは一億円くらゐまでというのが今度は三億円までということになるわけですね。そうすると、これは今日まで育成会社で育成をしてきた会社だから、もう一億円になつたからめんどろを見ないぞというわけにいかないと思つたのです。株式の第二部の上場に乘れるまでと、こういうことになつてゐるから。そうすると

と今後ともさらにこの一億円を突破した企業に對しても再投資する、また再々投資ということも考えられるのでしようが、そうすると、中小企業法にいう中小企業の定義のワケからこれははずれていくわけですね。現在中小企業の定義といふものは資本金五千万円と押えられてゐる、そして従業員は三百人ですか、ところが一億円を突破して二億円になる、二億五千万円になる、三億円までというところは二億九千万円まではいいわけなんです。が、まあ普通の考え方で行くと、これはもう中小企業の範疇からはみ出てゐるということになるのですが、しかしこれは投資育成会社法という法律によつて第二部の上場までということになつてゐるから、そこまでやるのだということになる。私は思ふのですが、そうすると、いつまでも投資育成会社でめんどろ見ていかなければならぬということですか、これは。

○政府委員(乙竹度三君) ただいま先生御指摘の点は、現在の投資育成会社法の運用におきまして実は最大の問題だと思ひます。この法律ができましたときに、おきましては、御指摘のように証券取引所におきまして上場基準が一億でありました。したがひまして、一億までというか、一億程度まで育て上げれば取引所におきまして外部資本の調達ができるという所期の目的が達成できたのでございまして、その後、東京、大阪の取引所は三億円、名古屋は二億円に理事会の決議で事実上上場基準が引き上げられましたために、本来のこの投資育成会社のねらつておりました上場まで育てるということになりましたと、なお相当の期間と、その上にさらに非常に多くの金額を要するということになるわけでありまして。現在この育成いたしました会社で第一にねらいました資本金一億円にまで達成しておるのが四十四社あるわけでありまして、けれども、この四十四社だけでもこれを上場まで育てるのは相当な、おそろくあと数年しかも金額におきましては相当の投資を要するということになるわけでありまして。そういうことになりまして、一面におきましては多額の資金、これは相当

部分をやはり国家資金に依存をいたさねばならぬと思ひます。資金を要するのみならず、またこの投資育成会社制度の制度に乗りたいた希望する中小企業が非常にたくさんあるわけでありまして、この中小企業に對してはこの制度の活用も考えなければならぬということになるわけでありまして。したがひまして、現在のところ私たちといたしましては、相当程度以上に育ちましたこの投資先につきましては、今後の成長が非常にすみやかであつて、比較的短期間に上場の目的を達し得る投資先は別でございまして、しからざるものにつきます。この投資先の会社につきまして投資育成会社の持つております株式を株主へ売り戻すあるいは生命保険会社あるいは損害保険会社等へのはめ込みまたは取引銀行に對してのはめ込み等、別途の措置を考えなければならぬものと思ひます。またさらに衆議院の商工委員会におきましてはこの点特に御指摘がございまして、大蔵省と共同いたしまして、非上場株式の店頭登録制度の検討も含めて考へてまいるといふふうに思つてあります。いずれにいたしましても、この問題につきましては、最初申し上げましたように、育成会社の今後の非常に大きな問題でございまして、抜本的な検討を加へたいといふふうに思つてあります。

○近藤信一君 時間がありますから、もう私御質問はきよはうはこの程度にしますけれども、もう一つ最後に、昨年の法改正いわゆる中小企業団体組織法の改正及び協業組合の組織ができるようになりまして、いろいろな協業組合がその後において各地でできつたと思つてゐるのですが、一体今日まで協業組合といふものはどれほど成功したかといふことと、それからこれはもういさ答弁はなくても、あとで資料もらつてもいいのですが、もう一つ商業における協業組合、いわゆる小売店の協業、これらについて一体どういふふうな形で將來めんどろが見れるかどうか。たとえばスーパーマーケットのようなのをつくつて、その中へこそつて全部が一緒に、同業者が五人なら五人、五

人ずつ、八百屋が五人それから菓子屋が五人、こういうふうに入つた場合、これを認めるのかどうか。これは協業組合四人以上ですか、四人以上のあればあつてゐるわけなんです。スーパーマーケットのようなのをつくつて四人ぐらゐのやつが五つぐらゐでゐることがあるわけですね。一つの場合に、これは適用になるのかどうか。その場合に、これは適用になるのかどうか。この点、いさぐわからなければあとで資料でもよろしいのですが、これをお尋ねしまして終わります。

○政府委員(乙竹度三君) 一月現在の数字でございまして、ちよつと古いと思つてあります。次が、現在全国で十一組合ができてあります。次に、先生御指摘の異種の小売り商が一つの協業組合を結成できるかというお話でございまして、まあ事業を一部ないし全部協業をするということが可能でございまして、協業組合ができるというところでございまして、ただ異種でございまして、この点、運送でございましてとか販売施設でございましてとか、協業が可能であるならばできる。しかし異種の場合には、協業がどういふ部分を協業するか、この辺はいろいろむづかしい問題があるかと思ひますが、研究をさせていただきます。たいと思ひます。

○大矢正君 ただいま近藤委員から投資育成会社について質問がありました。ついでだからそれから継続して二、三お尋ねをしたいと思つてあります。これは通産大臣にお答えをせひたいだと思ひます。そこで、私は昭和三十八年の年にこの法律ができたあつたあの時期における衆参両院の委員会の速記録を全部読んだのです。その當時は現在と異なつて二部市場に上場される資本金の最低額は一億円である。したがつて、外から資本が受け入れやすいようにするための目標は、当然のことながら二部に上場される一億円がめどである。そうすると、中小企業の規定といふものは一応資本金五千万円という規定と相矛盾するのではないかという論議が、先ほど近藤委員か

登録制度、店頭売りの登録制度という制度がござ
います。この制度を研究をして、ないしは大蔵省
がこの制度をもつてご入れをして、それにこの
投資会社方式で育てられたものをつないでいくと
いうことを研究してみてもどうかということ、
これは検討いたしますという御答弁を申し上げた
わけでございます。

右のようなことでございまして、証券取引所の上場基準が三億になりました場合に、全部をこれにつないで、育成会社の投資対象を全部こままで育て上げることが事実上むずかしい。したがって、これにかわる方法を考えていく必要があるということ、先ほどのような御答弁を申し上げたわけでございます。

○大矢正君　三十八年に法律が制定をされる当時の議論というものは、二部市場に上場ができて、社会資本が受け入れられるような状態にまで育て

る、そのためにそのめどというものは一億円であるという結論から出発しているんですよ。そのの考え方が変わったのなら変わったと言ってもらいたいです。二部市場まで上場ができるまではとても育てられない、したがって途中でくらがえするんだと、そういうふうの方針を変更したならしたと、はっきり答弁してくれればいい。そうしたら次の質問をするから。

○政府委員（乙竹虔三君） 先ほどお答え申し上げましたが、その方向を検討せざるを得ないということであります。

○大矢正君　そうすると長官、どこに一体その線
を引くんですか。一つ一つの企業を見て、それで
やるんですか。それとも何か一つの平均的な水準
をつくつておいて、その程度までは育てようとい
うような、何かそういう目標か何かがなければ、
それぞれ企業によつてそれは性格も違ふし、

内容も違うにしても、これは一体何を、どこを目的にしてこの企業を育てるかという点が明らかになつてこないじやないですか。ですから二部市場上場まではだめならだめでけっこう。それじや子会社の段階としてはどこまでなのか。たとえばあ

なたがいま言われた店頭登録なら店頭登録という
と、今日では一億ぐらいが一応の目途とされてお
るが、しかし店頭登録では社会資本というものは
入ってきませんよ。なぜかといへば、二部に上場
されない株式が銀行と証券会社の間において引き
受けられるはずがないですから、たとえは増資の
場合に。そうしたらそういうことはできないで
しょう。一体どこまで育てる。

○政府委員(乙竹慶三君) これから申し上げま
すことは、これから私たちが根本的に検討したい
という中身でございますが、先ほど申し上げまし
たように、証券取引所上場まで全部を持っていく
ことは事実上困難であるということ、しかしそれ
ならば、まあ社会資本の動員は不可能ではないか
ということは、私は必ずしもそう考えませんの
で、不十分ではございますが、できるのではない
かと思うわけであります。と申しますのは、この育
成会社がまず手がけました最初は、資本の充実に
ついて、経営者が自己資本、自分の金とか、ある
いは親類縁者とか、知己とか、ごく小範囲の人か
ら資本の供給を仰がざるを得なかった。ところが
この会社において育成をいたしますれば、上場基
準には達しないけれども、しかし相当程度の社会
資本の動員が、不十分であるが、こういう
段階があると思うわけであります。その段階にお
きまして、その方法として、取引銀行にねん付
することも可能でございますし、現に銀行は、
さつき申し上げましたように相当引き受けており
ます。それからまた店頭取引制度を活用するとい
うこと、しかしこれは現在の店頭取引制度は、私
はしろろとでございますが、相当勉強し、手を入
れなければいけないようでございますが、そう
いう手を入れた上でそれを考えていくということ
も一つの方法であると思ひます。で、その場合
に、それならばどの程度の資本金まで育て上げ
たならばそれが可能であるかということござい
ます。それににつきましては、現在店頭取引登録
は基準がございまして、原則五千万円、理事会の
決議で一億ということになっておりますし、ま

た金融機関におきまするいわゆる投資育成の保有
株、この資本金を調べますと、一億以上のもの
が多いようでございます。その辺が一つのめどで
あるかというふうに現在思っております。

○大矢正君 長官をいじめてもこれしょうがない
話でね、あなたが答弁できないようなふうに質問
をしほつて言っているわけじゃないのであつて、
ただこの昭和三十八年に現在の法律が通過をした
際の議論と今日の情勢は大幅に変化をきていて
るのであるということとをまず御認識願いたいとい
うことです。したがつて、そういう前提に沿つて
これからの投資育成会社に対する通産大臣から
の、言うならば指導なり監督なりというもののつ
いては、新たな方向で検討し直さなければならぬ
時期にきているのだというのを、この際申し上げ
ておきたいと思ひます。そして、たとえばか
り資本が一億五千万円になった、二億になつ
たといつてみても、資本金が二億になつたか
ら、したがつてそれでもこの新株は銀行なり
証券会社なりが引き受けてくれるという条件で
ないわけだから、資本金が一億五千万円になつ
た、二億になつたからといって、かりに増資をす
る際に、その新株を引き受けてくれるという条件
ではないわけでありまして、たとえば一部上場の会
社であつたとしても、新株の引き受けというもの
は証券会社なり銀行との話し合いの上で、引き受
け手が限られるところに増資しようとしたつてで
きないわけだから、ましてやそういう中小企業が
増資をしようとしたつて、そう簡単に引き受け手
がないという現実と直面するから、そういう面
については十分ひとつ配慮すべきだと思ひのであ
ります。

それから次に、転換社債についてお尋ねしま
す。転換社債というものは、新株を引き受けるに
ついてはリスクが大きいから、この際ひとつ転換
社債というもので、社債といへども、自己資本と
いひましようか、資本の充実であることは間違
ないわけ、そういう意味で転換社債というものを
を設けられたという解釈はそのとおりかどうか、
まずお伺いしたいのであります。

○政府委員(乙竹慶三君) 御指摘のように法律制
定当時はなかつた制度でございますが、一躍株
主として育成会社が出ていきますのは、信用の
程度等におきましてまだ不安が若干あるという投
資先に対して、将来は新株主になるというこ
とを前提にして、一応社債形式で投資をしよう
というのが転換社債制度が生まれた理由でありま
す。したがつて、転換社債の社債権者である
投資育成会社は、一定の期間内におきましては転
換権がございまして、これを発動いたしますれば
株主になる、こういうことになっております。

○大矢正君 そこで通産大臣にお答えいただき
たいのですが、転換社債というものは、増資をして
新株を引き受けるにしろは、やはり危険性があるか
ら、したがつて、とりあえず中身によつて、四年
なり五年程度は転換社債を一応の目途にして引き
受けて様子を見ようというか、力をつけてやろ
う、こういうことだと思ひます。ところが、
この社債というものの対しては必ず担保がついて
いるわけ、本来的には、これはついていないも
のですね。この転換社債には担保がついていない
もの、ついていないものがあるわけ、そして私が
意味がよくわからないのは、このもちつた資料の
中には、転換社債については担保を必要によつて
はつけることができる、こうなつていふのです
ね。その意味が非常に不明確なんです。なぜか
という、増資をして新株を引き受けても、この
会社はとも危険性があると思ひますから、そこで社
債といふものを出すわけ、転換でよろう
が何であろうか、社債を出すわけ、転換でよろう
的に社債といふものは担保の裏打ちが必ずあると
いう前提で社債が出されるわけですね。この中小
企業投資育成株式会社といふものは、これは他の
一般の民間の大企業と異なりますから、それは絶
対的な条件ではないかと思ひますけれども、し
かし新株の引き受けといふものと転換社債との違
いといふものは、どこかに必ずあるはずなん
です。あるはずだといふことは、私は社債といふも

のには裏打ちがある、担保があるから、したがつ
て、その企業にリスクがあつても将来心配ない
ということになつていくのだと思ひます。そう
すると、現在担保を取つていふところと取つてな
いところがある。一体取るのが正しいのか、取ら
ないのが正しいのか、どつちなんです。これは一
律にしないから、企業ごとによつて、おまえの
ところは担保を取る、おまえのところは社債を
持つていても担保は要らない。こんなばかげた話
はないのです。

○政府委員(乙竹慶三君) 確かに信用力等にお
いて劣りますために、まずその前提として転換社
債権者になるわけでありまして、したがつて、担
保と申しますか、担保的なものを取るの、これ
は通例であると思ひます。なお、この社債につ
きまして、物上担保を取るということになります
と、これは担保附社債信託法の適用があるわけ
になります。したがつて、信託銀行が介入する
とか、手数料がなければならぬとかといふこと
になりまして、手続も煩瑣でございます。ま
た、よけいなコストもかかるというわけであり
ます。なお、この担保附社債信託法の前提として
おります担保つき社債は、転換社債の適用を前
提にした制度でございまして、本件のように
投資育成会社が一括社債を引き受けまして、そ
して流通させないといふものにつきましては、必
ずしもこの担保附社債信託法の適用とあり行な
う必要はないといふふうに考へるわけであり
ます。なお、転換社債につきまして、物上担保のつ
いていない社債も、例は少のうございまして、調
査したところによると、ございまして、先生
御指摘のように、これは株主になるのにはいさ
か信用力が足りないから社債権者になるわけであ
りまして、法律的に申しますれば、社債権者は破
産等の場合に優先弁済権を持つており、その点
は株主よりもすぐれた地位にあるわけでありま
すけれども、實際上担保的なものを取る必要は私
はあつたと思ひます。したがつて、結
論といたしましては、現在東京、名古屋、大阪、

三社の中で、担保にかかりまして、銀行保証を取っておるものが通例でございますが、取っていないものに対しては、銀行保証をつけさせるように今後指導をしてまいります。

○大矢正君 私には取ったほうがいいのか、取らないほうがいいのかというところは、それは育成される会社の内容からいけば、取ってもらわないほうがいいに違いないのだけれども、取ることが前提となつて今日まで運営されてきているとすれば、その三つある会社の中で、名古屋と大阪は担保なしは銀行の裏打ちを取るが、東京は取りませんというふうな、そういうやり方というのはおかしいのじゃないのか。取るなら全部取ればいいし、取らなくてもいいなら全部取らないようにするのがあたりまえで、たとえばあなたの言うように、経費その他の面から考えてみても、あるいはまた銀行から金を借りる問題に關連いたしましたも、取らないなら取らないという前提でやればいいし、取るならあくまでやはり全部取らなかつたら、一体政府の指導方針というのはどこにあるかということになつてしまふわけで、その点はひとつ、あなたが取られるとおっしゃるならば、東京だけ取らないでほかだけ取るということをしないうで、取らないなら名古屋、大阪も取らせないようにやるとか、それは明確にしろというように思う。

○政府委員(乙竹慶三君) 先ほど申し上げましたように、今後明確に指導をいたします。

○大矢正君 通産大臣に、次に公庫に關連する例の無担保、無保証の特別小口保険の内容についてお尋ねをしますが、三十日の予算委員会では、私は大蔵大臣に、現在五十万円を付保限度とした例の特別小口保険というものは、その限度額は、もうかなりの年数も、五十万円になつてからたつていふことなんで、これを引き上げる必要性があるのじゃないかというところをお尋ねしたら、大蔵省としてもそういう考え方でありますという答弁をいたしておりますが、通産大臣として、これからその問題について大蔵省とどう折衝されるお考えかどうか、お尋ねしておきます。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 大体、御指摘のとおり五十万円では少な過ぎるからいもございまして、これを引き上げるという前提のもとに、十分に調べたいと思えます。

○大矢正君 これは調べるという問題じゃないんだ。調査しなければわからないというのじゃない。五十万円を七十万とか百万円ということに引き上げる決意をお持ちであるかどうかという問題で、調査するとか、しないの問題じゃないんです。しかし、それは前向きに、これから積極的に大蔵省と限度額の引き上げについて折衝をされるというお気持ちのようだから、そのとおりに解釈いたしますが、そこで、この特別小口保険というのは、無担保、無保証であるということが前提なんです。われわれもそう解釈をしたいのだけれども、ところが、現実には無担保、無保証ではないわけなんです。それは、私がここで申し上げるのではなく、衆議院の委員会において保証協会の責任者が、なるほど無担保、無保証ではあるけれども、無担保、無保証で貸すわけにはいかないのだから、かなりの部分は担保を取つたり保証人をつけていたりしているのが現状であります、こう答弁している。政府はこれからどういう方針をもつていかれようとするのか、その辺お尋ねしておきたい。

○政府委員(乙竹慶三君) 大矢委員のいまのお話でございますが、私たちとしては、実はそういうことは絶対にあつてはいかぬことであると思ひます。これは申し上げるまでもなく法律でも明記されておりますように、無担保のみならず無保証というところでございまして、いまお話のような実例がもしございしますならば、私たちとしてはこれは厳重にこれを戒め、直ちにこれを直させるつもりであります。

○大矢正君 私が申し上げたのは、保証協会の責任者が国会の席で述べていることであつて、決して事実と反することじゃありませんから、やはり中小企業庁としても積極的のひとつその面の調査をして、法律違反をおかすことがないように、あくまでこの特別小口保険というのは無担保、無保証であるということを明らかにしてもらいたい、こう思ひます。

それでは次に保証料率の問題に關連してお尋ねいたしますが、通産省からもらつた料率の一覧表を、全国的に三月三十一日を見せたいと思ひました。私も、別にごく最近発行の金利一覧表といふものを買つて、これと比べて見ましたら、おむね通産省から出されたものとこの本にあることとは一致をいたしておりますが、ただここで一つ問題だと思ひますことは、保証協会によつて非常に保証料率の差があるということですね。なるほどこの通産省の資料によりますと、ことしの四月一日以降保証料率の引き下げをしようとする協会も若干見受けられますけれども、しかし最低の、日歩で計算すると三厘と、最高の日歩四厘五毛ですか、これは明らかに五割以上も高い。最低と最高じゃそれだけの保証料率の差があるわけですね。これだけで金を借りるんらいざ知らず、銀行の普通の金利の上にさらにこれが付加されるということになるわけでありまして、これは非常にたいへんな話であつて、これを極力下げるように御指導はなされるものと思ひますけれども、一体それについての具体的な、これは保証協会の財務内容なり何なりある程度充実していないかといふことは下らぬことでしょう、そういうものとの關連があるわけだから、それについて通産省としては、たとえば都道府県なりその他六都府なりとの關連においてどのような指導方針をもつて、どの程度の水準が好ましいかといふ一つの目標をお持ちになつておやりになるつもりなのかどうか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(乙竹慶三君) 保証協会がまず各地にできまして、自後この保険制度に結びつたといふ経緯もございしますし、また、各都道府県はじめ地方の肩入れぐあいに申しますか、この辺が各地の保証協会の財務内容にも相当影響をいたしておりますので、保証料率が相当開いておる、先生御指摘のとおりでございます。私たちといたしましては、極力この料率引き下げに努力したいということとで、現に相当この数年、差は縮まりつつございしますが、まだ相当差が開いておるということとでございまして、これを積極的に指導いたしますために、たとえてみますと融資基金の配分でこれを指導いたしますとか、さらに料率の高い協会を持つております府県に対しては、府県の出捐金を積極的に勧奨するとかいうようなことによりまして、保証協会の財務内容の改善をはかるということにより、料率の引き下げといひますか、低い線におきます格差是正をいたしたいというふうな考えであります。

○大矢正君 通産大臣たまにはお答えをしてもらわないと、長官にはばかり答弁してもらつちや困るんだが、いま申し上げたように、保証料率というのは最低で三厘、最高で四厘五毛、こうなるわけですね。ところが、農業の信用基金協会から出される、保証される保証料率というのは、近代化資金でございますと、日歩で八毛しか取らないのです。一般資金でございますと一厘、平均で二厘と、こういうことになるので、そうすると、同じ保証料率でありながら、農業と中小企業とではこれだけ大きな差があるわけですよ。中小企業政策は国の最重要政策とつたつていふのが中小企業庁の最近の発表ですよ。農業はこれだけ優遇されているが、中小企業には保証料率においてすらこれだけばらばらの差があるといふことは、通産大臣が政府内部における発言力が弱いから私はこのうなるのじゃないかと思ひますが、これは大臣にお答えいただきたいと思ひます。私は何も農業のほうを上げると言つていふわけではない。中小企業の保証料率は農業の方向にも近づけるような、そういう方向でこれから大いに努力する必要性があるのじゃないか、あなた御存じないかもしれぬけれども、そういうことになつていふのです。たまにはよく勉強して一生懸命ひとつ關議で発言してもらいたい。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 御指摘のとおりどうも違い過ぎるように思ひますので、努力いたした

